

# 「出雲市会計年度任用職員（日本語指導補助員）」募集要項

## 1. 職種

日本語指導補助員

## 2. 業務内容

出雲市立の小学校または日本語初期集中指導教室に在籍するブラジル

につながりのある子どもに対して、ポルトガル語で授業や生活の支援を行う。

## 3. 勤務場所

出雲市立小学校または日本語初期集中指導教室

## 4. 任用期間

任用開始日～令和9年（2027年）3月31日

※勤務実績等を踏まえて再度任用される場合があります。

## 5. 採用予定人数

1人程度

## 6. 応募資格

・年齢・学歴は問いません。

・地方公務員法第16条（以下）に該当しない者

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受

けることがなくなるまでの方

②出雲市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を

経過しない方

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した

政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、

又はこれに加入した方

## 7. 必要な免許・資格など

(1) 日本語とポルトガル語の通訳ができること。

(2) 普通自動車免許（取得していることが望ましい）

## 8. 募集期間

随時募集

※応募者多数の場合は、募集を予告なく締め切る場合があります。

※受付時間は8時30分～17時15分まで（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書をし、書留としてください。

## 9. 提出書類

(1) 履歴書1部（市販のもので可）

※写真の裏面に氏名を記入して貼り付けてください。

(2) ハローワーク紹介状（ハローワークの紹介がある場合のみ）

10. 受付場所（郵送先）

〒693－8530

出雲市今市町70番地

出雲市教育委員会 学校教育課

※事前に連絡のうえ提出ください。

11. 試験日時

令和8年（2026年）11月13日

※時間は、応募受付後、別途お知らせします。

12. 試験会場

出雲市役所本庁舎 会議室

13. 試験内容

面接試験（個別面接）※通訳技能の実技試験も行います。

14. 勤務条件

（1）勤務日数

週5日以内の勤務を基本とし、配置先の学校での勤務計画に基づく

勤務とする。

（2）勤務時間

8時30分～17時15分の間で、一日あたり4～6時間、週あたり

28時間の勤務を基本とする。

ただし、配置先の学校長の指示により変更する場合があります。

※ 年間の総勤務時間数を1,080時間とするが、任用開始日より、時間数は変わる。

### (3) 報酬

1,203円/時～1,270円/時

※学歴・職歴に応じて決定します。

### (4) 通勤手当

3,300円～24,500円

※2km以上が対象で、距離区分に応じて支給

※定期券利用者は150,000円以内で勤務日数に応じて支給

### (5) 期末手当・勤勉手当 あり ※令和8年度の手当はありません。

### (6) 退職手当 なし

### (7) 休暇

年次有給休暇、忌引休暇、結婚休暇、介護休暇、子の看護

休暇、産前産後休暇、育児休業、私傷病休暇など

### (8) 福利厚生

①健康保険(共済組合) あり

②厚生年金保険 あり

③雇用保険 あり

④<sup>こうむさいがいほしょう</sup>公務災害補償 あり

⑤<sup>ちゅうしゃじょう</sup>駐 車 場 あり（<sup>しょうりょう</sup>使用料<sup>えん</sup>2, 0 0 0円<sup>つき</sup>／月）

## 15. <sup>た</sup>その他

○<sup>にんようかいし</sup>任用開始から<sup>ひとつきかん</sup>1月間は<sup>じょうけんつきさいようきかん</sup>条件付採用期間となります。

○<sup>ほんぎょうむ</sup>本業務へ<sup>じゅうじ</sup>従事するに<sup>あ</sup>当たっては、<sup>れいわ</sup>令和<sup>ねん</sup>8年<sup>がつ</sup>12月<sup>にち</sup>25日<sup>しこう</sup>に施行される

<sup>がっこうせっちしゃなどおよ</sup>学校設置者等及び<sup>みんかんきょういくほいくなどじぎょうしゃ</sup>民間教育保育等事業者による<sup>じどうたいしょうせいぼうりょくなど</sup>児童対象性暴力等の

<sup>ぼうしなど</sup>防止等のための<sup>そちかん</sup>措置に関する<sup>ほうりつ</sup>法律（<sup>れいわ</sup>令和6年<sup>ねん</sup>法律<sup>ごう</sup>第69号。以下「<sup>いか</sup>こども

<sup>せいぼうりょくぼうしほう</sup>性暴力防止法」といいます。）に<sup>もと</sup>基づき、<sup>とくていせいはんざい</sup>特定性犯罪の<sup>ぜんか</sup>前科の<sup>うむ</sup>有無を<sup>かくにん</sup>確認

するための<sup>はんざいじじつかく</sup>犯罪事実<sup>ひつよう</sup>確認が必要となります。

○<sup>とくていせいはんざい</sup>特定性犯罪の<sup>ぜんか</sup>前科がある<sup>ぼあい</sup>場合（<sup>とくていせいはんざいじじつがいとうしゃ</sup>特定性犯罪事実<sup>ぼあい</sup>該当者の<sup>ぼあい</sup>場合）は、<sup>ぼあい</sup>こど

<sup>せいぼうりょくぼうしほう</sup>も<sup>もとづき</sup>性暴力防止法に<sup>ほんぎょうむ</sup>基づき、<sup>じゅうじ</sup>本業務に<sup>など</sup>従事させないこと等の<sup>そちこう</sup>措置を<sup>こう</sup>講じ

<sup>ひつよう</sup>る必要があるため、<sup>さいようじょうけん</sup>採用条<sup>ひと</sup>件の一つとして、<sup>とくていせいはんざい</sup>特定性犯罪の<sup>ぜんか</sup>前科がない

<sup>もと</sup>ことを<sup>もと</sup>求めることとしています。

○このため、<sup>あらかじめ</sup>予<sup>さいようせんこうかてい</sup>め、採用選考過程において、<sup>せいやくしょなど</sup>誓約書等により、<sup>とくていせいはんざい</sup>特定性犯罪

<sup>ぜんか</sup>の前科の<sup>うむ</sup>有無を<sup>かくにん</sup>確認いたします。

○【<sup>さいようせんこうとう</sup>採用選考等における<sup>ぼうし</sup>ハラスメント防止について】

<sup>ほんし</sup>本市では、<sup>きゅうしよくしゃ</sup>求<sup>みなさま</sup>職<sup>あんしん</sup>者の<sup>せんこう</sup>皆様が<sup>う</sup>安心して<sup>い</sup>選考を<sup>か</sup>受けられるよう、以下の

<sup>たいおう</sup>とお<sup>う</sup>り対<sup>う</sup>応<sup>う</sup>しています。

きゅうしゅくしゃ れんらく げんそく ぎょうむよう でんわばんごう  
・求職者との連絡は、原則として業務用のメールアドレスや電話番号

とう おこな  
等により行います。

ほんし さいよう せんこう かか しゅくいん こうい せいてき  
・本市の採用・選考に関わる職員からのハラスメント行為（性的・

こうあつてき げんどう してき れんらく  
高圧的な言動、私的な連絡

ようきゅう か き まどぐち そうだん  
の要求など）は下記窓口にご相談ください。

◆ そうだんまどぐち いずも しきょういくいいんかい きょういくせいさくか  
相談窓口：出雲市教育委員会 教育政策課

◆ れんらくさき でんわ  
連絡先：電話 0853-21-6874

メール kyouiku-seisaku@city.izumo.shimane.jp

※ そうだん つうほう りゆう ふりえき とりあつか いっさい  
相談・通報を理由とした不利益な取扱いは一切ありません。プライバ

げんじゅう まも  
シーは厳重に守られます。

## 16. とあきき 問い合わせ先

〒693-8530

いずもしいまいちやう ばんち  
出雲市今市町70番地

いずもしきょういくいいんかい がっこうきょういくか たんとう たくわ いいつか  
出雲市教育委員会 学校教育課（担当：多久和・飯塚）

でんわ  
電話 0853-21-6224